

兵庫県公報

平成22年11月12日 金曜日 第 2235 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う稲美町の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 救急病院の名称変更（同）	2
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始等（道路保全課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
○ 同 上（同）	3
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	3
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	5
○ ひょうご県民ボランティア活動賞表彰（同）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（丹波県民局）	9
病院局公告	
○ 入札公告（県立尼崎病院）	10

告 示

兵庫県告示第1117号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、稲美町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、稲美町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
中 村	徳	826	中 村	八反坪

備考 地番は、平成22年7月1日現在の地番である。

~~~~~

### 兵庫県告示第1118号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 1 名 称     | 医療法人松藤会 入江病院       |
| 所 在 地     | 姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地 |
| 認 定 年 月 日 | 平成22年10月10日        |
| 認定の有効期限   | 平成25年10月9日         |

2 名 称 医療法人尚和会 宝塚第一病院  
 所 在 地 宝塚市向月町19番5号  
 認 定 年 月 日 平成22年10月4日  
 認定の有効期限 平成25年10月3日



**兵庫県告示第1119号**

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

新 名 称 多可赤十字病院  
 旧 名 称 中町赤十字病院  
 所 在 地 多可郡多可町中区岸上280番地  
 変 更 年 月 日 平成22年10月1日



**兵庫県告示第1120号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、川西市、加東市、稲美町及び播磨町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）  
 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内  
 社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

| 検査実施区域 | 検査実施期日                                                | 検査実施場所                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 川西市    | 平成23年1月17日（月）から同年2月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日 | 検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所<br>指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所 |
| 加東市    | 平成23年2月9日（水）から同月24日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日 |                                                            |
| 稲美町    | 平成23年2月22日（火）から同月24日（木）までの期間で別に通知する期日                 |                                                            |
| 播磨町    | 平成23年2月15日（火）から同月17日（木）までの期間で別に通知する期日                 |                                                            |



**兵庫県告示第1121号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
 公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間  
 平成22年11月1日から平成23年1月31日まで
- 3 作業地域

尼崎市浜田町2丁目



**兵庫県告示第1122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年11月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年11月12日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                |    |                  |               |    |
|--------------|--------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>和布西脇線  | 西脇市和布町字山根113番1から<br>同 市和布町字出嶋187番4まで | 旧  | 5.0から<br>20.0まで  | 171.0         |    |
|              |                                      | 新  | 14.0から<br>18.0まで | 171.0         |    |



**兵庫県告示第1123号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                          | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|------------------------------|---------------|---------------|
| 第H22西播位置<br>0003号 | 22.10.27         | 宍粟市山崎町中宇水通り468番1の一部、469番1の一部 | 5.00          | 104.01        |



**兵庫県告示第1124号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                     | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------|---------------|---------------|
| 第H22但豊位置<br>0003号 | 22.10.25         | 豊岡市九日市下町字隈中62番1の一部      | 6.00          | 47.208        |
| 第H22但豊位置<br>0004号 | 同                | 豊岡市九日市上町字大谷11番9及び里道の一部  | 6.00          | 9.57          |
|                   |                  | 同 市九日市中町字シットリ266番の一部    | 5.00          | 4.80          |
|                   |                  | 同 市九日市中町字美久仁267番2、267番4 |               |               |

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10

年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成22年10月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人プロジェクト1-2

イ 代表者の氏名 有 光 る み

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区山本通1丁目7番21号 水木北野シルクハイツ307号有限会社  
トーカーズNet. 内

エ 定款に記載された目的

この法人は、次世代を担う子どもたちを中心に、幅広い年齢層の個人や団体に対して、言語、音楽、映像を使用し、「伝え継がなければならないこと」(例:震災、命の大切さ等)を、新しい文化として組み立て、これを通して、防災意識の向上や、安心で安全なまちづくり、活力ある地域づくりを実現し、加えて人々のコミュニケーションを活性化する仕組みを開発し、心豊かな未来のまちづくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成22年10月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ラーフ・ウッド福祉会

イ 代表者の氏名 福 間 貫 造

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市河間町24番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、生活支援・社会参画促進に関する事業を行い、障害者・高齢者が共に生きることができる地域社会づくりを推進することにより、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成22年10月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Gen. Happiness

イ 代表者の氏名 村 澤 逸 郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区新在家南町1丁目1番1-806号

エ 定款に記載された目的

この法人は、海外の日本人孤児に対して自立支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成22年10月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WAMC

イ 代表者の氏名 平 野 元 重

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区東舞子町17番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国で地域開発・教育・福祉に従事している人に対して、日本短期滞在供与の支援事業を行うことにより、アジア諸国と日本との相互国際交流・平和の推進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成22年10月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本中皮腫研究機構

イ 代表者の氏名 中 野 孝 司

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市武庫川町1-1 兵庫医科大学2号館5階

エ 定款に記載された目的

この法人は、患者をはじめとした一般市民に対して、中皮腫及びアスベスト関連疾患に関する研究並びに知識の普及をはかり、広く人類の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成22年10月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人建物保全協議会

イ 代表者の氏名 金 野 誠 史

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町4丁目11番33号

エ 定款に記載された目的

この法人は主に市民に対して、住環境の質を確保するために、建物の適正な品質維持・管理や次世代育成及び地域の活性化に関する事業を行い、安全安心で健康快適な地域社会の推進及び生活の質の向上に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請受付年月日 平成22年10月26日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人阪神・障害者人権ネットワーク

(2) 代表者の氏名 大 谷 喜 久

(3) 主たる事務所の所在地 宝塚市安倉南1丁目17-14 パークビラ宝塚1階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者やその家族、関係者及び地域住民に対して、研修・講演事業、情報提供事業、交流事業を行うとともに、障害児・者が地域生活を行うための支援事業を行い、障害児・者が地域で生き、育ち、その生涯を全うできる社会の実現に寄与することを目的とする。



**ひょうご県民ボランティア活動賞表彰**

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、平成22年10月16日に次の者を表彰した。

平成22年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 氏 名 稲 松 麻利子

(2) 住 所 西宮市

(3) 功績内容 施設入所者への陶芸指導を行っている。

2(1) 氏 名 大 塚 光 代

(2) 住 所 加西市

(3) 功績内容 アイデア医療介護用品を製作し、病院や施設へ寄贈を行っている。

3(1) 氏 名 奥 山 昭 代

(2) 住 所 加古川市

(3) 功績内容 視覚障害者との交流会やパソコン指導を行っている。

4(1) 氏 名 河 島 喜代美

(2) 住 所 小野市

(3) 功績内容 地域住民や施設利用者との交流活動を行っている。

5(1) 氏 名 久保田 悦 子

- (2) 住 所 養父市  
(3) 功績内容 地域の伝統料理の普及活動や親子を対象とした料理教室を行っている。
- 6(1) 氏 名 小 西 育 子  
(2) 住 所 加東市  
(3) 功績内容 文化活動・スポーツを通して、子どもの健全育成を進める活動を行っている。
- 7(1) 氏 名 菅 野 まつ子  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 要援護高齢者世帯及び一人暮らし高齢者への給食サービスで、調理ボランティア活動を行っている。
- 8(1) 氏 名 瀬 川 勝 彦  
(2) 住 所 芦屋市  
(3) 功績内容 移送サービス事業の運転ボランティアを行っている。
- 9(1) 氏 名 高 橋 はるみ  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 要援護高齢者世帯及び一人暮らし高齢者への給食サービスで、調理ボランティア活動を行っている。
- 10(1) 氏 名 高 原 邦 子  
(2) 住 所 加古川市  
(3) 功績内容 視覚障害者への朗読活動と、朗読ボランティアの養成を行っている。
- 11(1) 氏 名 玉 城 吉 野  
(2) 住 所 川辺郡猪名川町  
(3) 功績内容 子育て世代への食育の推進や、子ども達へ地域の食文化の伝承活動を行っている。
- 12(1) 氏 名 名 村 健 治  
          名 村 明 子  
(2) 住 所 たつの市  
(3) 功績内容 児童養護施設入所中の児童を年末年始に預かる正月短期里子活動を行っている。
- 13(1) 氏 名 長谷川 尚 美  
(2) 住 所 三木市  
(3) 功績内容 子どもと保護者へ調理体験や正しい食習慣づくりの指導を行っている。
- 14(1) 氏 名 廣 瀬 明 徳  
(2) 住 所 養父市  
(3) 功績内容 兵庫県無形文化財である九鹿ざんざか踊りと子ども踊りの指導を行っている。
- 15(1) 氏 名 藤 井 比佐子  
(2) 住 所 加古郡稲美町  
(3) 功績内容 視覚障害者への朗読活動と他のボランティアメンバーの指導を行っている。
- 16(1) 氏 名 本 玉 みゑ子  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 要援護高齢者世帯及び一人暮らし高齢者への給食サービスで、調理ボランティア活動を行っている。
- 17(1) 氏 名 村 山 恭 子  
(2) 住 所 三木市  
(3) 功績内容 国際的社會教育活動「ガールスカウト」に従事し、施設との交流活動や、子どもへの教育指導を行っている。
- 18(1) 氏 名 山 田 益 美  
(2) 住 所 加古川市  
(3) 功績内容 視覚障害者との交流会や朗読テープの作成を行っている。
- 19(1) 氏 名 山 田 吉 美  
(2) 住 所 西宮市  
(3) 功績内容 手芸教室の開催や施設での演奏会を行っている。
- 20(1) 氏 名 吉 田 晁

- 吉 田 むつみ
- (2) 住 所 揖保郡太子町
- (3) 功績内容 児童養護施設入所中の児童を年末年始に預かる正月短期里子活動を行っている。
- 21(1) 名 称 あげぼの
- (2) 住 所 高砂市
- (3) 功績内容 高齢者を対象にマッサージ治療ボランティアを行っている。
- 22(1) 名 称 おもちゃライブラリー こっとんくらぶ
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 布を使用したおもちゃを手作りし、貸出しを行っている。
- 23(1) 名 称 グリーンボエム
- (2) 住 所 南あわじ市
- (3) 功績内容 視覚障害者を対象に朗読や音訳テープの作成活動を行っている。
- 24(1) 名 称 工成建設株式会社
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 地域での清掃活動や防犯パトロールを行っている。
- 25(1) 名 称 コスモス調理グループ
- (2) 住 所 篠山市
- (3) 功績内容 給食サービス事業の調理ボランティアや食事会の開催を行っている。
- 26(1) 名 称 サンタグループ
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 高齢者を対象に友愛訪問、給食サービスの搬送ボランティアを行っている。
- 27(1) 名 称 手話サークル なごやか
- (2) 住 所 三田市
- (3) 功績内容 聴覚障害者との交流活動や小・中・高校、各種団体の依頼で手話の講師ボランティアを行っている。
- 28(1) 名 称 第二サルビア荘デイサービス 介助ボランティアグループ
- (2) 住 所 加西市
- (3) 功績内容 福祉施設において入所者の話し相手や見守り活動を行っている。
- 29(1) 名 称 高丘文庫ボランティアグループ
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 図書館で貸出し・返却業務や地域の子どもたちへの読書の普及活動を行っている。
- 30(1) 名 称 多可町図書館ボランティアグループ 【サポー団・ねっと】
- (2) 住 所 多可郡多可町
- (3) 功績内容 図書館のボランティアとして、図書館だよりの編集、行事の企画・運営、読み聞かせ等の児童サービスなど多方面で活躍している。
- 31(1) 名 称 宝塚すずらんエコー
- (2) 住 所 宝塚市
- (3) 功績内容 福祉施設において、コンサート活動や高齢者の合唱指導を行っている。
- 32(1) 名 称 宝塚中途難聴者の会
- (2) 住 所 宝塚市
- (3) 功績内容 耳の不自由な方を対象に、情報提供や交流会を行っている。
- 33(1) 名 称 丹波市要約筆記サークル サマリーかすが
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 講演会等において、要約筆記ボランティアを行っている。
- 34(1) 名 称 点字グループ 「あいうえお」
- (2) 住 所 加西市
- (3) 功績内容 雑誌の点訳活動や地域の小・中学校での点字学習の指導を行っている。
- 35(1) 名 称 点訳グループ ともしび
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 雑誌の点訳活動や地域の小・中学校での点字学習の指導を行っている。





- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町地徳字市ノ池下196番1、196番2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町米田894番地の3  
タカミ建設株式会社 代表取締役 三宅 芳 弘
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成22年7月20日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-11号（22高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町二子字中堤174番1の一部、174番7の一部、174番8の一部、190番1  
同 郡同 町二子字西垣233番の一部、234番、235番の一部、239番の一部、239番地先水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市百合丘30番地の2  
三幸殖産株式会社 代表取締役 福 島 順 史
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成22年5月18日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-6号（22播磨）



#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年11月12日

丹波県民局長 伊 藤 聡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ナガタ薬品篠山黒岡商業施設  
所在地 篠山市黒岡字古池ノ坪189番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ナガタ薬品  
代表者の氏名 中 島 康 伸  
住所 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ナガタ薬品  
代表者の氏名 中 島 康 伸  
住所 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年5月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,100平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
87台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
60台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量

## 10.1立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻 |
|----------------|-------|------|
| 株式会社ナガタ薬品      | 午前10時 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

入口1箇所、出口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 8 届出年月日

平成22年9月30日

## 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県土庫整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成22年11月12日から4月間

## 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成23年3月14日

- (2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年11月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤 原 久 義

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量

コンピュータ断層撮影装置 一式

- (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限

平成23年3月31日(木)

- (4) 履行場所

県立尼崎病院 尼崎市東大物町1-1-1

- (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒660-0828 尼崎市東大物町1-1-1  
県立尼崎病院総務部経理課  
電話(06)6482-1521
- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成22年11月12日(金)から同月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間  
平成22年11月12日(金)から同月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成22年12月24日(金)午後2時 県立尼崎病院 2階第1会議室
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成22年12月22日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年12月22日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成22年11月26日(金)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平

成22年12月28日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ、又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Computed Tomography 1set

(3) Delivery period: March 31, 2011

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(5) Deadline for submission of tender application forms:

16:00 November 26, 2010

(6) Deadline for tender:

17:00 December 22, 2010 by mail

14:00 December 24, 2010 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital, 1-1-1

Higashidaimotsu-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0828

TEL (06)6482-1521